名古屋市中区丸の内三丁目7番9号 チサンマンション丸の内第2 303号 名古屋市民オンブズマン 代表 滝 田 誠 一

電話 052-953-8052 FAX052-953-8050

office@ombudsman.jp http://www.ombnagoya.gr.jp/

申し入れならびに質問書

前略

愛知県議会議員による政務調査費の不正支出が次々に明らかになっていることに対し、報道によると、貴議会では、政務調査費(現政務活動費)の交付対象や交付手続の見直しを検討されるようです。これを機に、私たちも政務活動費が適切かつ有効に使用されるための制度設計を期待したいところですが、政務調査費(政務活動費)の支出に対する県民の不信を払拭することは、中途半端な制度の改革ではすまない状況に来ていると考えます。

私たちは、政務調査費問題の本質は、政務調査活動全般についての不透明さにあると考え、まずは 政務活動内容の透明化とその根拠資料の徹底的な開示を求めます。以上の観点から、制度改善につい ての意見を申し上げるとともに、これに対し、貴殿のお考えをお尋ねする次第です。

訂

1 支払い証明書の廃止

領収証に代えて支払い証明書の記載でよしとする制度が不正支出の背景にあったことは明らかです。支払い証明書の記載でもって領収証の添付に代える、という扱いは、領収証の交付を受けることが困難な場合を念頭においた、とのことですが、費用をとっておきながら、領収証を交付しない会合などは今や社会通念上存在しません。政務活動費の支出は公費の支出である以上、領収証の徴収を義務づけるべきと考えます。そこで支払い証明書の廃止についてどのようにお考えになるか、貴殿のお考えをお聞かせください。

2 事務所家賃の支払い先名、事務所所在地の開示

先進的な自治体では、自分が代表者を務める会社に対する事務所賃料を政務活動費から支払うことを禁止しております。愛知県議会の条例にかかる定めがないとしても、地方自治法は地方公共団体に最小の努力で最大の成果を挙げるよう求めています(地方自治法3条14項)。このような努力義務は地方公共団体の議員にとっても同様のはずです。かかる観点からすれば、事務所の賃料が最小の努力で最大の成果を上げたものといえることを有権者に説明することが議員に対する信用回復のために必要ではないでしょうか。そのために、議員が事務所を賃貸した場合には、どこに事務所を賃借し、誰に賃料を支払ったかを開示されるよう求めますが、これに対する貴殿のお考えをお聞かせください。

3 人件費情報の開示

今回の不正支出の方法の一つに、支払っていない給与を支払ったとして政務調査費を受け取ったというケースがありました。これまで人件費の支払い対象者の氏名は個人情報を理由として不開示とされていますが、この運用が不正支出を許す結果となっていたわけです。こういった問題発生を防ぐには、これまでのように人件費の支払額を開示するだけでは不十分です。今後は政務活動費の受領者の氏名の開示を求めますが、これに対する貴殿のお考えをお聞かせください。

4 現金出納簿の開示

領収証の開示だけでは県民に支出の相当性を説明したことにはなりません。膨大な量の愛知県議

会議員の政務活動費の支出についての領収証を一般の県民がチェックすることは極めて困難だからです。一方、政務活動費条例では現金出納簿の作成を義務づけています。領収証だけでなく、この現金出納簿の写しを議長に提出して、これが開示されることで、政務活動費の支出の透明性が一層増すことは明らかです。また、この方策をとることは各会派の情報開示に対する負担を特に増大させるものではありません。現金出納簿の開示は県民の信頼を取り戻すために必要不可欠です。以上の理由から、現金出納簿の写しの議長への提出ならびにその開示を求めますが、これに対する貴殿のお考えをお聞かせください。

5 政務活動費を支出した活動報告書の作成ならびに開示

政務調査費(政務活動費)支出に対する県民の不信の根源は、費用の支出に見合う成果を知ることができない、という点にあります。しかし、事務所賃料の支出であれば、事務所を必要とするどのような調査を行ったかを議員が説明して初めて事務所賃料の支出の必要性を納得できるし、人件費の支出であれば、支払額が相当であったかどうかを判断するために、人件費の支払い対象者にどのような政務活動を行わせたかを明らかにすることが必要です。旅費の支出についても、実際に現地調査を行う必要性があったかどうかは、そこで何を調査したかがわかって初めて支出の必要性を納得できるものとなります。そこで、今後は政務活動費の支出が活動内容に見合うものであったかどうかを私たちが知ることができるように、議員が行った政務活動の報告書を各議員が作成し、公表することを求めますが、いかがでしょうか。これに対する貴殿のお考えをお聞かせください。

これらは政務活動費がもともとは公金による補助金であることに鑑みれば、当然おこなわれるべきことではないでしょうか。政務調査費が議員の第二給与と言われ続け、その支出が県民から疑惑のまなざしで見られているのも、公金による補助金の場合には常識的に行われることを行わなくて良いとする、公金支出の観点からみて極めてルーズな制度運用がなされてきたことが原因であると考えます。

私たちがこのような申し入れをした趣旨は以上の通りです。これに対して貴殿のお考えを後記回答書にご記入の上、FAXにておよせください。

回答は10月15日までとさせていただき、ご回答は公表させていただくことをご了承ください。

以上

自由民主党愛知県議員団 団長 田辺克宏 殿 民主党愛知県議員団 団長 仲 敬助 殿 減税日本一愛知 団長 安藤まさひこ 殿 公明党愛知県議員団 団長 渡会克明殿 松山 登 殿 小久保三夫 殿 いなもと和仁 殿

> 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号 チサンマンション丸の内第2 303号 名古屋市民オンブズマン 代表 滝 田 誠 一 電話 052-953-8052 FAX052-953-8050

office@ombudsman.jp http://www.ombnagoya.gr.jp/

申し入れならびに質問書

前略

愛知県議会議員による政務調査費の不正支出が次々に明らかになっていることに対し、報道によると、貴議会では、政務調査費(現政務活動費)の交付対象や交付手続の見直しを検討されるようです。これを機に、私たちも政務活動費が適切かつ有効に使用されるための制度設計を期待したいところですが、政務調査費(政務活動費)の支出に対する県民の不信を払拭することは、中途半端な制度の改革ではすまない状況に来ていると考えます。

私たちは、政務調査費問題の本質は、政務調査活動全般についての不透明さにあると考え、まずは 政務活動内容の透明化とその根拠資料の徹底的な開示を求めます。以上の観点から、制度改善につい ての意見を申し上げるとともに、これに対し、貴会派のお考えをお尋ねする次第です。

記

1 支払い証明書の廃止

領収証に代えて支払い証明書の記載でよしとする制度が不正支出の背景にあったことは明らかです。支払い証明書の記載でもって領収証の添付に代える、という扱いは、領収証の交付を受けることが困難な場合を念頭においた、とのことですが、費用をとっておきながら、領収証を交付しない会合などは今や社会通念上存在しません。政務活動費の支出は公費の支出である以上、領収証の徴収を義務づけるべきと考えます。そこで支払い証明書の廃止についてどのようにお考えになるか、貴会派のお考えをお聞かせください。

2 事務所家賃の支払い先名、事務所所在地の開示

先進的な自治体では、自分が代表者を務める会社に対する事務所賃料を政務活動費から支払うことを禁止しております。愛知県議会の条例にかかる定めがないとしても、地方自治法は地方公共団体に最小の努力で最大の成果を挙げるよう求めています(地方自治法3条14項)。このような努力義務は地方公共団体の議員にとっても同様のはずです。かかる観点からすれば、事務所の賃料が最小の努力で最大の成果を上げたものといえることを有権者に説明することが議員に対する信用回復のために必要ではないでしょうか。そのために、議員が事務所を賃貸した場合には、どこに事務所を賃借し、誰に賃料を支払ったかを開示されるよう求めますが、これに対する貴会派のお考えをお聞かせください。

3 人件費情報の開示

今回の不正支出の方法の一つに、支払っていない給与を支払ったとして政務調査費を受け取った

というケースがありました。これまで人件費の支払い対象者の氏名は個人情報を理由として不開示 とされていますが、この運用が不正支出を許す結果となっていたわけです。こういった問題発生を 防ぐには、これまでのように人件費の支払額を開示するだけでは不十分です。今後は政務活動費の 受領者の氏名の開示を求めますが、これに対する貴会派のお考えをお聞かせください。

4 現金出納簿の開示

領収証の開示だけでは県民に支出の相当性を説明したことにはなりません。膨大な量の愛知県議会議員の政務活動費の支出についての領収証を一般の県民がチェックすることは極めて困難だからです。一方、政務活動費条例では現金出納簿の作成を義務づけています。領収証だけでなく、この現金出納簿の写しを議長に提出して、これが開示されることで、政務活動費の支出の透明性が一層増すことは明らかです。また、この方策をとることは各会派の情報開示に対する負担を特に増大させるものではありません。現金出納簿の開示は県民の信頼を取り戻すために必要不可欠です。以上の理由から、現金出納簿の写しの議長への提出ならびにその開示を求めますが、これに対する貴会派のお考えをお聞かせください。

5 政務活動費を支出した活動報告書の作成ならびに開示

政務調査費(政務活動費)支出に対する県民の不信の根源は、費用の支出に見合う成果を知ることができない、という点にあります。しかし、事務所賃料の支出であれば、事務所を必要とするどのような調査を行ったかを議員が説明して初めて事務所賃料の支出の必要性を納得できるし、人件費の支出であれば、支払額が相当であったかどうかを判断するために、人件費の支払い対象者にどのような政務活動を行わせたかを明らかにすることが必要です。旅費の支出についても、実際に現地調査を行う必要性があったかどうかは、そこで何を調査したかがわかって初めて支出の必要性を納得できるものとなります。そこで、今後は政務活動費の支出が活動内容に見合うものであったかどうかを私たちが知ることができるように、議員が行った政務活動の報告書を各議員が作成し、公表することを求めますが、いかがでしょうか。これに対する貴会派のお考えをお聞かせください。

これらは政務活動費がもともとは公金による補助金であることに鑑みれば、当然おこなわれるべきことではないでしょうか。政務調査費が議員の第二給与と言われ続け、その支出が県民から疑惑のまなざしで見られているのも、公金による補助金の場合には常識的に行われることを行わなくて良いとする、公金支出の観点からみて極めてルーズな制度運用がなされてきたことが原因であると考えます。

私たちがこのような申し入れをした趣旨は以上の通りです。これに対して貴会派のお考えを後記回答書にご記入の上、FAXにておよせください。

回答は10月15日までとさせていただき、ご回答は会派名もふくめて公表させていただくこと をご了承ください。

以上

回答用紙

10月15日	(火)	までに FAX052-953-805	0にてご回答ください。	
会派名			回答日 10 月	E

1 支払い証明書の廃止

2 事務所家賃の支払い先名、事務所所在地の開示

3 人件費情報の開示

4 現金出納簿の開示

5 政務活動費を支出した活動報告書の作成ならびに開示